

飯山市ケーブルテレビ事業(i ネット飯山)事業承継に係る事業の 公募型プロポーザル実施要領

第1 目的

飯山市(以下「市」という。)は、地域に密着した情報の提供により、地域社会のコミュニケーションの構築、産業の振興及び市民福祉の向上を図ることを目的として、ケーブルテレビ事業を実施してきました。しかしながら、市が所有する伝送路、テレビ及びインターネット設備等の老朽化が進み、今後、設備等の更新に多額の費用を要することが予想されます。市の長期財政推計では、現在の使用料に対し8割の値上げを行わないと事業が維持できないとの結果を得ました。また、インターネットに関しては、急速な通信技術の進歩により、時代に即した住民サービスの提供が、今の体制では難しい現状にあります。市ケーブルテレビ事業は、①地上波テレビ放送の難視聴対策、安定的な放送・通信サービスの提供及び②災害時の情報伝達インフラとして防災無線放送を補完する役割を担っています。

このようなことから、市ケーブルテレビ事業の役割を維持しながら、社会の変化と急速な技術的進歩に対応したサービスを市民の皆様を提供するため、民間事業者に市ケーブルテレビ事業を承継いただくことを目的としています。

第2 事業の概要

上記目的のため、次の事業を実施します。

○ 事業名称

飯山市ケーブルテレビ事業(i ネット飯山)事業承継に係る事業(以下「本事業」という。)

○ 事業内容

「飯山市ケーブルテレビ事業(i ネット飯山)事業承継に係る事業 仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりです。なお、仕様書は、企画提案の内容を踏まえ、

契約事業者及び市の双方の合意の下、一部変更することができるものとします。

○ 事業承継期日及び契約締結日

事業承継期日及び契約締結日は、基本協定締結後、承継事業者と協議し定めめます。なお、市が所有する伝送路、テレビ及びインターネット設備等は、承継事業者へ無償譲渡することを原則とし、承継事業者への無償譲渡には、飯山市議会の議決が必要となります。

○ 市負担金額の上限額

本事業において、承継事業者が行う初期整備費に対する市負担金額の上限額は、8,000 万円とします。なお、本プロポーザルで提案いただいた市負担金額については、提案された金額を保証するものではありません。また、市負担金の支出には、飯山市議会の議決が必要となります。

第 3 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、飯山市財務規則(昭和 54 年飯山市規則第 5 号)を遵守した上、次に掲げる条件を全て満たすものとします。

- (1) 放送法施行規則(昭和 25 年電波監理委員会規則第 10 号) 第2条第5号に規定する有線テレビジョン放送及び電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号) 第2条第4号に規定する電気通信事業の事業実績があること。
- (2) 自主放送番組の制作及び放送に関して、実績があること。
- (3) 市に接している市町村(中野市、信濃町、木島平村、野沢温泉村、栄村、上越市、妙高市をいう。)内に、保守拠点(協力事業者を含む。)を有していること。また、今後有することができること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (5) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (6) 市の入札参加資格者名簿において「物品・委託(役務)」に登録されていること。
又は、参加申込受付時で、登録に向けて申請中であること。
- (7) 審査書類の提出期限の日において、市の指名停止を受けていないこと。
- (8) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)等に基づく再生又は更生手続等を行っていないこと。

- (9) 自己又は自己の団体の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当しないこと。
- (10) 破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項の規定による破産手続開始の申立て又は同法第30条第1項の規定による破産手続開始の決定がなされていないこと。
- (11) 本事業と類似する事業に関わった技術者を配置することができ、かつ、当該技術者について、本事業の参加申込受付から起算し、6月以上前から直接雇用関係があること。

第4 スケジュール

項目	日程
参加申込受付期間 (実施要領等の配布)	令和8年(2026年)6月23日(火)から 7月8日(水)まで
質問の受付期間	令和8年(2026年)6月23日(火)から 6月30日(火)正午まで
質問票に対する回答	令和8年(2026年)7月3日(金)正午頃
一次審査結果通知	令和8年(2026年)7月13日(月)
企画提案書等の提出期間	参加資格審査結果通知後から 令和8年(2026年)8月4日(火)午後5時まで
プロポーザル審査会開催 (プレゼンテーション審査)	令和8年(2026年)8月19日(水)
選考結果通知・公表	令和8年(2026年)8月24日(月)
基本協定締結	令和8年(2026年)9月上旬を予定

※実施要領等は、市公式ホームページでダウンロードできます。書類等の直接配布は、飯山市総務部事業戦略課で行います。(土日祝を除いた午前9時から午後5時まで)

第 5 提出書類

(1) 提出書類一覧

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の書類を提出してください。

No.	様式	提出書類	部数
1	様式1	参加申込書兼誓約書	1部
2	様式2	法人概要書	1部
3	—	定款(最新のもの)	1部
4	—	完納証明書(最新のもの)	1部
5	—	法人登記簿謄本 (発行 3 ヶ月以内のもの)	1部
6	—	直近3年間の決算報告書	1部
7	様式3	事業実績調書	1部
8	—	事業許可書の写し	1部
9	任意様式	企画提案概要(A4 判1頁)	1部
10	様式4	企画提案提出書	1部
11	任意様式	企画提案書	10部
12	様式5	業務実施体制書	1部

(2) 参加申込受付時の提出書類(提出書類 No.1~9)について

○ 提出期限

令和8年(2026年)7月8日(水)午後5時(必着)

(受付:土日祝を除く午前9時から午後5時まで)

○ 提出先

飯山市 総務部 事業戦略課

○ 提出方法

持参又は書留による郵送(郵送の場合は配達証明付郵便に限る)

○ その他

本プロポーザルへの参加は、参加申込書兼誓約書の提出をもって参加表明があったものとみなします。なお、参加表明後に参加を辞退する場合は、参加辞退届出書(様式7)に必要事項を記入のうえ、代表者印を押印し、担当課まで提

出してください。

(3) 企画提案書等の提出書類(提出書類 No.10~12)について

○ 提出期限

令和8年(2026年)8月4日(火)午後5時(必着)

(受付:土日祝を除く午前9時から午後5時まで)

○ 提出先

飯山市 総務部 事業戦略課

○ 提出方法

持参又は書留による郵送(郵送の場合は配達証明付郵便に限る)

○ 留意事項

提出書類 No.11「企画提案書」は、仕様書を踏まえ、「第6 提案項目」に示す内容について、具体的かつ分かりやすく提案することを求めます。金額の表記に関しては、消費税及び地方消費税を含めた額を記載してください。また、初期整備費および維持管理費(事業シミュレーション)について記載してください。

A4判横書きを基準とし、表紙及び目次を除き、フォントサイズは11pt以上、片面印刷30頁以内で作成し、頁番号を付して提出してください。また、必要に応じてA3判資料の挿入を認めます。ただしA3判は、A4判2枚分に換算します。なお、上限枚数に満たない場合であっても減点はしません。「企画提案提出書」を表紙とし、表紙及び目次を除き、通し番号を付すとともに、「〇〇/〇〇」(例:1/30)の形式で表示してください。また、提案は1事業者につき1提案に限ります。

第6 提案項目

次の項目については、企画提案書の内容に含める必須事項とします。

(1) 事業実施の基本方針

- ① 承継事業者として参加した理由及び民設民営化に対する考え方
- ② 地域活性化を目的とした地域経済及び地域雇用に対する考え方

(2) サービス提供内容と料金

- ① テレビ放送サービス
 - ・提供コース及び月額利用料金

- ・難視聴対策として地上波を視聴できる安価なコース及び月額利用料金
- ・自主放送番組の考え方及び手法、内容
- ② インターネットサービス
 - ・通信速度区分及び月額利用料金
- ③ IP 電話サービス
 - ・月額利用料金及び通話料
- ④ 加入金等
 - ・既存加入者及び新規加入者の加入金額
 - ・引込工事や宅内工事等の費用負担の考え方
- ⑤ その他サービス
 - ・地域住民への情報伝達の考え方(災害時の防災情報等)
- (3) 初期整備費及び維持管理費

初期整備費の内訳及び維持管理費(移行後10年間における事業シミュレーション)の根拠や考え方
- (4) 事業承継に関する運営体制
 - ① 事業承継に係る整備工事の実施体制及び整備計画(スケジュール)
 - ② 株式会社テレビ飯山社員の処遇及び雇用継続の考え方
 - ③ 現加入者の円滑な移行の進め方
 - ④ 施設の保守管理体制(障害発生時の対応を含む)
 - ⑤ 各種問い合わせへの対応等、お客様サポート体制
- (5) 現行施設の考え方
 - ① 行政情報イントラネット(公共イントラ)への利用料金及び考え方
 - ② 他事業者等へ貸し付けている伝送路(光心線)の対応
- (6) 拡張提案

事業承継に伴い加入者が得られるサービスメリット及び地域社会 DX による産業振興や地域課題の解決に向けて、承継事業者のノウハウを生かした提案

第7 質問票の提出及び回答

(1) 質問方法

質問票(様式6)を電子メールで提出し、必ず電話で電子メールが届いている

かどうかを確認してください。なお、フリーメールからの送信は受信できないことがありますので留意してください。

メールアドレス senryaku@city.iiyama.nagano.jp

(2) 質問票の提出期限

令和8年(2026年)6月30日(火) 正午(必着)

(3) 回答方法

質問の回答は、質問者を伏せて市公式ホームページに掲載します。ただし、質問内容により、本プロポーザルの公平性を保てない場合には回答しないことがあります。なお、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正事項とみなします。

(4) 回答日

令和8年(2026年)7月3日(金) 正午頃に一括して回答します。

第8 審査

(1) 審査方法

市が定めた選定基準に基づき、市が設置する「令和8年度 飯山市ケーブルテレビ事業の承継事業者選定に係る公募型プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)において、提出書類及びプレゼンテーションの内容を総合的に審査し、各審査委員の得点の合計が高い者から順に第1優先交渉権者及び次点1者を選定します。ただし、各審査委員の得点を合計した平均点が最高得点(100点満点)の6割未満の得点の者は選定しません。また、最高得点の者が同点の場合は、審査委員会において審査し、順位を決定します。

提案者が1者の場合も審査を実施し、各審査委員の得点を合計した平均点が最高得点(100点満点)の6割以上の場合、第1優先交渉権者に選定します。

(2) 一次審査

一次審査にあたっては、提出された書類(提出書類 No.1～9)をもとに、審査委員会で決定した方法により審査を行います。一次審査結果通知は、令和8年(2026年)7月13日(月)に参加申込みをしていただいた全ての事業者へ電子メールで通知します。一次審査結果に対する異議は、一切受け付けません。

(3) プレゼンテーション審査

一次審査通過者には、次のとおりプレゼンテーション審査を行います。

○ 実施日

令和8年(2026年)8月19日(水)(都合により変更の場合あり)

○ 出席者

業務実施責任者を含む3人以内

○ 内容

企画提案内容の説明及び質疑応答

○ 時間

1者につき50分以内(プレゼンテーション約30分、質疑約20分)

○ その他

- ・プレゼンテーション審査は非公開とします。
- ・会場や時間等の詳細は、審査書類等の提出を依頼する事業者に一次審査結果通知とともに令和8年(2026年)7月13日(月)に電子メールで連絡します。
- ・プレゼンテーション審査には、提案者を識別でき得る情報(社名、ロゴ等)を含まないよう注意をお願いします。
- ・使用する備品等は、全て提案者で用意してください。ただし、モニター(スクリーン)、HDMIケーブル及びコンセントは市で準備します。
- ・プレゼンテーション審査は、原則提出書類に基づいて行い、新たな配布資料は認めません。
- ・プレゼンテーション審査の発表順は、市において厳正かつ公正に決定します。

(4) 審査基準

企画提案書等の評価項目、判断の着目点及び配点は「飯山市ケーブルテレビ事業(i ネット飯山)民間事業承継に係る事業提案者選定基準」のとおりとします。

(5) 審査結果の公表

選考結果は、市公式ホームページ上で公表します。なお、結果に対する異議は、一切受け付けません。

飯山市ケーブルテレビ事業(iネット飯山)民間事業承継に係る事業

提案者選定基準

評価項目		評価基準
1 適格性	●事業目的を遂行するための組織体制等が整っているか	①経営状況 ②事業実績 ③事業推進体制及び配置技術者の適格性 ④本事業への取組方針と実施計画
		評価計 5 点
2 優位性	●仕様についての強みやメリットのある提案がされているか	⑤テレビ放送サービス、インターネットサービス、IP電話の提案、行政情報イントラネット(公共イントラ)
		⑥情報伝達に係る提案
		⑦災害時対応などのリスク管理及び危機管理体制
		⑧付加サービス、拡張性等
		⑨地域課題解決策及び地域貢献策
評価計 30 点		
3 実現性	●長期的な視点からも確実に計画されているか	⑩事業整備計画及びサービス提供の継続性 ⑪株式会社テレビ飯山職員の雇用継続等
	●事業内容等が確実に実施できる提案がされているか	⑫自主放送、地域情報発信
	評価計 30 点	
4 経済性	●初期整備費、維持管理費及び市負担金額の妥当性が示されているか	⑬初期整備費及び維持管理費(10年間)の根拠
		⑭国の補助金活用等の検討
評価計 25 点		
5 総合	●提案内容を総合的に評価	評価計 10 点
		評価合計 100点

第9 基本協定

- (1) 市と第1優先交渉権者は、提案内容の具現化と設備等の無償譲渡および事業承継に向け、双方が協力して円滑な協議を実施することを目的に基本協定を締結します。
- (2) 基本協定の締結に向けた協議に際しては、市は、必要に応じて第1優先交渉権者の提案に対して修正を求めることができるものとし、第1優先交渉権者は誠実に協議に応じなければなりません。
- (3) 基本協定の締結後は、市と第1優先交渉権者は、詳細な再整備内容、市の支援等に関する協定、国県等関係機関との協議及び地元説明等、再整備や事業承継後の管理運営に向け、必要となる各種協議や手続きを進めます。
- (4) 基本協定の締結前に第1優先交渉権者との協議が不調となったときは、次点の者と基本協定の締結に向けた協議を行います。
- (5) 基本協定の締結後の各種協議において、諸条件等の合意がなされなかった場合、市及び第1優先交渉権者は、協定を解除することができます。

第10 参加に当たっての留意点

- (1) 費用負担
参加の際に必要な費用は、全て参加者の負担とします。
- (2) 提出書類の変更の禁止
提出書類について、差し替え及び再提出はできません。
- (3) 提出書類の取扱い
 - ① 提出書類は、飯山市情報公開条例(平成28年飯山市条例第3号)の規定に基づき、公開の対象となることがあります。
 - ② 提出書類は、参加を取り下げる場合を除き返却しません。
 - ③ 提出書類の著作権は、申込者に帰属します。
 - ④ 市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。
 - ⑤ 提案者から提供された従業員等の個人情報、本プロポーザルの実施に必要な連絡のみに用いることとし、他の用途には用いません。
 - ⑥ 個人情報の取扱いは、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第5

7号)に基づきます。

(4) 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、その時点で失格とし、選定対象から除外します。

- ① 必要な提出書類を期限までに提出しなかった場合
 - ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ③ 提出書類の受付日から基本協定の締結までに「第3参加資格等」の要件を満たさなくなった場合
 - ④ 選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
 - ⑤ その他本実施要領に違反した場合
- (5) 本実施要領に不備や修正があった場合、追加資料として市公式ホームページで公表します。その際には、追加資料も本実施要領の一部として取り扱うものとします。
- (6) ブロック図、ヘッドエンド系統図等については、施設の構成やセキュリティに関わる情報を含むため、市ホームページでの公開は行いません。閲覧を希望する場合は、質問受付期間内に市役所担当課へ内容について、あらかじめ電話で連絡のうえ、来庁し、閲覧していただくものとします。

第11 担当課

飯山市 総務部 事業戦略課（担当：藤澤、久保田）

所在地 〒389-2292 飯山市大字飯山 1110-1

電 話 0269-62-3111(内線 388) 0269-67-0724(課代表)

（土日祝を除く午前 9 時から午後 5 時まで）

メールアドレス senryaku@city.iiyama.nagano.jp

飯山市公式ホームページ URL <https://www.city.iiyama.nagano.jp/>